

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

国民健康保険

国保加入世帯の世帯主宛てに、7月中旬に納税通知書を発送します。

■課税限度額の変更

地方税法施行令の改正で、国保税の課税限度額が表1のとおり変更になりました。

■子ども（未就学児）にかかる均等割額が減額

子育て世帯の負担軽減を図るため、国保に加入している未就学児（令和4年度分については、平成28年4月2日以降に生まれた被保険者）にかかる均等割額が表2のとおり減額されます。

※軽減制度（前年所得が一定以下）の適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額がさらに2分の1減額されます。

問い合わせ先 通知書…税務課市民税係 ☎ (76) 0964
納付…納税課納税係 ☎ (76) 0956

■国民健康保険の保険証を7月に発送

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日です。新しい保険証は、7月下旬に普通郵便で郵送します。簡易書留での郵送を希望する場合は、7月12日(火)までに申請が必要です（毎年申請が必要）。

■保険証と高齢受給者証が1枚になります

これまで70～74歳の人には、保険証と高齢受給者証の2枚で医療機関に受診していましたが、8月からは2枚を一体化し1枚で受診できるようになります。保険証に記載の負担割合をご確認ください（右図参照）。

■滞納者へは「資格証明書」を交付

災害などの特別な理由もなく、1年以上保険税を滞納している人には資格証明書を郵送します。資格証明書は医療機関などで受診する場合、一度医療費を全額支払わなければならないため、保険税はきちんと納めましょう。

問い合わせ先 市民課国保年金係 ☎ (76) 0972

【表1】課税限度額の変更

区分	変更前 (万円)	変更後 (万円)
医療給付費分	63	65
後期高齢者医療制度への支援金分	19	20
介護保険への納付金分(40歳～64歳)	17	17
合計	99	102

【表2】均等割額の軽減

	均等割額	未就学児1人当たりの 均等割額（減額後）
軽減なし	37,400円	18,700円
2割軽減	29,920円	14,960円
5割軽減	18,700円	9,350円
7割軽減	11,220円	5,610円

群馬県 国民健康保険 被保険者証 高齢受給者証	有効期限 令和5年7月31日 発行期日 令和4年8月1日
記号 みどり	番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 (枝番) 〇〇
氏名 みどり 太郎	性別 男
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日	負担割合 〇割
適用開始年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
交付年月日 令和4年8月1日	
世帯主氏名 みどり 太郎	
住所 群馬県みどり市笠懸町鹿2952番地	
保険者番号 100123	交付者名 みどり市 印

後期高齢者医療保険

■後期高齢者医療保険料の決定通知書を発送

7月中旬以降に保険料の決定通知書を発送します。年度途中で75歳になる人や転入した人へは、別途お知らせします。

■新しい保険証を発送

現在使用している保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日からの新しい保険証（水色）は、7月中旬に郵送します。8月になっても届かない場合は、お問い合わせください。

今回、10月1日から医療費の窓口負担割合に「2割」が加わることから、新しい保険証（水色）の有効期限は、9月30日です。10月1日からの保険証（だいだい色）は、9月中旬に発送します。

問い合わせ先 市民課医療助成係 ☎ (76) 0972

国保・後期に加入の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が前年より一定以上減少した場合など、保険税（料）が免除または減額となる可能性がありますので、ご相談ください。

「限度額適用認定証」をご利用ください

認定証を提示すると、支払いが自己負担限度額までになります。医療費が高額になりそうな人は事前にお問い合わせの上、申請してください。

【既にお持ちの人】

- ・国保加入者…8月以降に窓口で更新手続きが必要
- ・後期高齢者医療加入者…本年度も引き続き該当する場合、保険証と一緒に認定証を郵送